

災害時における施設駐車場の使用に関する協定書

(目的)

第1条 久喜市と株式会社エスエープランニング「ジャンジャンデルノザウルス久喜インター店」(以下「ジャンジャン」という。)は、地震、風水害、大火災等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、避難等を余儀なくされた者(以下「避難者」という。)の車両の駐車場所として、ジャンジャンの施設の駐車場を使用すること等の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 本協定に定める災害時等の協力事項は、原則として総合運動公園(久喜市江面1616)へ避難する者に対し、久喜市が周辺施設の駐車場の確保が必要であると判断した場合、ジャンジャンに対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力内容)

第3条 ジャンジャンは、災害時等において次の事項について可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、ジャンジャンが罹災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により久喜市へ連絡するものとする。

- (1) 避難者に対し、ジャンジャンの所有又は管理する駐車場を無償提供すること。
- (2) 避難者に対し、ジャンジャンの施設において、水道水、トイレ等を可能な範囲で無償提供すること。
- (3) その他、久喜市の要請により、ジャンジャンが協力できる事項。
 - ・ 備蓄水(500ml×240本)・簡易トイレ(240個)・携帯おにぎり(200個)

(要請期間及び要請方法)

第4条 前条の規定による協力の要請期間は、第2条に規定する要請をしたときから、災害時の状況が改善されるまでの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、久喜市及びジャンジャンが協議の上、期間を延長するものとする。

- 2 本協定に基づく要請は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 3 ジャンジャンは、本協定に基づき協力したときは、遅延なく久喜市に通知する。

(避難者の退去)

第5条 避難情報が解除され、安全が確保された場合、避難者に対し迅速に車両の移動を促す。また、久喜市は、前条の規定による要請期間が終了した場合において、なお正当な理由なくジャンジャンの施設から退去しない車両があるときは、ジャンジャンと協力し避難者に対し退去を指示するものとする。

(住民への周知)

第6条 久喜市は、本協定に基づきジャンジャンの施設の駐車場が使用可能であることを市民に周知する場合、事前にジャンジャンに広報内容の確認を得た上で、周知を行うものとする。ただし、周知方法については、久喜市及びジャンジャンが協議の上、定めるものとする。

(事故等に係る責任)

第7条 避難者の車両の駐車場所として使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は避難者に帰属するものとし、当該施設及びその附帯設備、物品等に損害が生じた場合は、久喜市がその損害額をジャンジャンに支払う義務を負い、ジャンジャンは当該施設内において発生した事故等に対する責任を負わないものとする。ただし、ジャンジャンの責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(連絡窓口)

第8条 久喜市及びジャンジャンは、災害時等に即応するための連絡体制を相互に整えるほか、連絡体制表を作成するものとする。

- 2 前項の連絡体制表に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(守秘義務)

第9条 ジャンジャンは、協力中に知り得た避難者等の個人情報を、久喜市以外の者に漏らしてはならない。協力が完了した場合も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から**1年間**とする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、久喜市及びジャンジャンいずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、久喜市及びジャンジャンが協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、久喜市及びジャンジャン双方署名の上各自それぞれ1通を保有する。

令和5年8月2日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

埼玉県久喜市江面1453番地1

株式会社エスエープランニング

ジャンジャンデルノザウルス久喜インター店

代表取締役社長